三　分析　個人サンプリング測定等により測定しようとする特定化学物質に応じた試料採取及び分析に必要な機器及び設備を保有する者であつて、次のいずれかに該当するもの
イ　作環法第二条第五号に規定する第一種作業環境測定士（ロにおいて「第一種作業環境測定士」という。）
ロ　作環法第二条第七号に規定する作業環境測定機関（当該機関に所属する第一種作業環境測定士が分析を行う場合に限る。）
ハ　職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）別表第十一の三の三に掲げる検定職種のうち、化学分析に係る一級の技能検定に合格した者（当該者が所属する事業場で採取された試料の分析を行う場合に限る。）

2　前項第一号及び第二号の講習の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

（金属アーク溶接等作業に係る措置）

第三十八条の二十一　（略）

2～12　（略）

13　第三十六条の三の四の規定は、第二項及び第四項に規定する測定について準用する。この場合において、同条第一項中「第三十六条の三の二第四項第一号及び第五項第一号に規定する個人サンプリング測定等」とあり、及び同項第三号中「個人サンプリング測定等」とあるのは「第三十八条の二十一第二項及び第四項に規定する測定」と、同号中「特定化学物質に応じた」とあるのは「溶接ヒュームの」と読み替えるものとする。

（粉じん障害防止規則の一部改正）

第四条　粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第二十六条の三の二　（略）	**第二十六条の三の二**　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
4　事業者は、第一項の第三管理区分に区分された場所について、前項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場合又は第一項第一号の規定により作業環境管理専門家が当該場所を第一管理区分若しくは第二管理区分とすることが困難と判断した場合は、直ちに、次に掲げる措置を講じなければならない。 一　当該場所について、厚生労働大臣の定めるところにより、労働者の身体に装着する試料採取器等を用いて行う測定その他の方法による測定（以下この条及び第二十六条の三の四において「個人サンプリング測定等」という。）により、粉じんの濃度を測定し、厚生労働大臣の定めるところにより、その結果に応じて、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること（当該場所において作業の一部を請負人に請け負わせる場合にあつては、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させ、かつ、当該請負人に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させること。）。ただし、前項の規定による測定（当該測定を実施していない場合（第一項第一号の規定により作業環境管理専門家が当該場所を第一管理区分又は第二管理区分とすることが困難と判断した場合に限る。）は、前条第二項の規定による測定）を個人サンプリング測定等により実施した場合は、当該測定をもつて、この号における個人サンプリング測定等とすることができる。 二～四　（略）	4　事業者は、第一項の第三管理区分に区分された場所について、前項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場合又は第一項第一号の規定により作業環境管理専門家が当該場所を第一管理区分若しくは第二管理区分とすることが困難と判断した場合は、直ちに、次に掲げる措置を講じなければならない。 一　当該場所について、厚生労働大臣の定めるところにより、労働者の身体に装着する試料採取器等を用いて行う測定その他の方法による測定（以下この条において「個人サンプリング測定等」という。）により、粉じんの濃度を測定し、厚生労働大臣の定めるところにより、その結果に応じて、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること（当該場所において作業の一部を請負人に請け負わせる場合にあつては、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させ、かつ、当該請負人に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させること。）。ただし、前項の規定による測定（当該測定を実施していない場合（第一項第一号の規定により作業環境管理専門家が当該場所を第一管理区分又は第二管理区分とすることが困難と判断した場合に限る。）は、前条第二項の規定による測定）を個人サンプリング測定等により実施した場合は、当該測定をもつて、この号における個人サンプリング測定等とすることができる。 二～四　（略）
5～7　（略）	5～7　（略）

（金属アーク溶接等作業に係る措置）

第三十八条の二十一　（略）

2～12　（略）

（新設）